

本邦におけるサーベイランスからみた輸入症例の記述疫学, 2000-2003

谷口 清州 重松 美加 岡部 信彦
国立感染症研究所 感染症情報センター

1999年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に基づき厚生労働省へ報告される感染症例の中には、旅行中に感染し、輸入症例として帰国後医療機関を受診し診断が得られるものが含まれている。特に、東南アジアなどの熱帯、亜熱帯地方における感染症であり、国内では発生のない疾患も含まれている。

渡航先における感染リスクの観点から、輸入症例の多い報告疾患につき、2000年から2003年までの期間に報告されたサーベイランスからの情報について検討した。

コレラ、細菌性赤痢、チフス、パラチフス、デング熱、マラリアの6疾患では、25%~100%が輸入例である。その輸入例の渡航先をみると、近年アジアを中心とした感染症の流行があったにも関わらず、タイ、インドネシア、フィリピンなどの東南アジアが依然多くみられた。疾患毎に渡航先の特徴を年齢、性別による差異とともにまとめたものを報告する。また、サーベイランス報告における症状や感染経路に関する記載は必ずしも十分なものではないが、入手可能なものについては渡航先との関連を、特にデング熱については、海外の流行状況と患者報告の状況について検討した結果を示す。

2000年を最後に、法務省による出入国管理統計から渡航先の項目がなくなり、渡航先別の旅行者の把握が困難になってきている。しかし、感染症例の渡航先として報告される国は集中しており、現地でのリスク活動の制限と併せて、渡航前に十分な知識と予防策を講じることで、感染発生率の減少へつなげることができるものと考えられる。従って今後、時宜を得たサーベイランス情報の還元は一層重要となる。